

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年2月26日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第66号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「京都市西賀茂自転車駐車場」の右に「，京都市御射山自転車等駐車場」を加える。

別表第1（1）の項中「京都市西賀茂自転車駐車場」の右に「及び京都市御射山自転車等駐車場」を加える。

附 則

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

（建設局土木管理部自転車政策課）